

令和３年度第２回御船町議会定例会（６月会議） 議事日程（第１号）

令和３年６月10日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録指名議員の指名

8 番 岩永 宏介 君

9 番 福永 啓 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第２号 専決処分の報告について

第 4 報告第３号 専決処分の報告について

第 5 報告第４号 専決処分の報告について

第 6 報告第５号 専決処分の報告について

第 7 報告第６号 繰越明許費繰越計算書について

第 8 報告第７号 事故繰越し繰越計算書について

第 9 議案第２号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第３号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第４号 工事請負契約の締結について

第12 議案第５号 町道の路線認定について

第13 議案第６号 令和３年度御船町一般会計補正予算（第２号）について

第14 議案第７号 令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

第15 議案第８号 令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第１号）について

第16 同意第１号 御船町教育委員会の委員の任命について

第17 同意第２号 御船町教育委員会の委員の任命について

第18 発議第1号 御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

第19 発議第2号 町長の専決事項の指定について

第20 発議第3号 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 中 城 峯 雄 君	2 番 井 藤 はづき 君
3 番 宮 川 一 幸 君	4 番 福 本 悟 君
5 番 田 上 英 司 君	6 番 増 田 安 至 君
7 番 森 田 優 二 君	8 番 岩 永 宏 介 君
9 番 福 永 啓 君	10 番 田 上 忍 君
11 番 藤 川 博 和 君	12 番 清 水 聖 君
14 番 池 田 浩 二 君	

3 欠席議員（1人）

13 番 井 本 昭 光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 宮 本 正 君
教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長 野 口 壮 一 君
企 画 財 政 課 長 坂 本 幸 喜 君	町 民 税 務 課 長 畑 野 英 樹 君
福 祉 課 長 西 橋 静 香 君	こ ども 未 来 課 長 沖 勝 久 君
健康づくり保険課長 作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長 鶴 野 修 一 君	建 設 課 長 島 田 誠 也 君
環 境 保 全 課 長 田 中 智 徳 君	会 計 管 理 者 宮 崎 尚 文 君
学 校 教 育 課 長 西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長 緒 方 良 成 君
監 査 委 員 吉 川 勲 君	

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、令和 3 年度第 2 回御船町議会定例会 6 月会議を再開します。

13 番、井本昭光議員より、今会議の全日程を欠席する旨の届出が出ております。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、8 番、岩永宏介議員、9 番、福永啓議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第 2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における、諸般の報告をいたします。5 月 28 日、議会運営委員会を開催し、各種案件、定例会 6 月会議の進行等について協議を行いました。第 2 回御船町議会定例会（6 月会議）の会期日程は、本日 6 月 10 日から 6 月 15 日までの 6 日間と決定しました。

次に、議会全員協議会を 6 月 4 日に開催し、執行部から 6 月会議に提出される議案の説明や諸報告があったほか、各委員会から活動状況等の報告がありました。また、御船町議会基本条例、町長の専決事項の指定、御船町議会会議規則の案件の一部改正案が議員より提出されており、各委員長から改正内容の説明がありました。

そのほか、御船町議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル案について、内容を確認し、早々運用開始することとなりました。

次に、議会運営に係るタブレット端末導入事業について報告します。

タブレットは 5 月 20 日に納品されました。6 月 16 日の基本操作研修を経て、早速各議員に貸し出す予定です。これからのデジタル社会に向けて、御船町議会としても積極的にタブレットを活用していきたいと思っております。

次に、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査について報告します。

今般、令和２年度の議会改革度調査の調査結果が公表され、御船町議会は回答のあった熊本県内の町村議会15団体中１位、全国の町村議会572団体中でも24位と上位に入ることができました。通年議会制など従来からの取組みと併せ、昨年度は議会災害対策会議設置要綱の制定やタブレットの導入など、ＩＣＴ化に向けた取組みが上位ランキングにつながったと思われます。今後とも、議会改革の推進に積極的に取り組んでいきたいと思えます。

最後に、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月現金出納検査について報告します。令和３年３月分の出納検査は４月19日から２日間、４月分は５月18日から３日間行われました。検査結果は議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

町が公設民営で運営している御船町情報通信基盤施設御船光ネットワークの民間移行事業に係る運営事業候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて参加事業者を募り、５月17日に運営事業候補者選定委員会が開催されました。町では、翌18日に選定委員会委員長から審査結果報告を受け、株式会社ＱＴｎｅｔを御船光ネットワーク民間移行事業に係る運営事業者候補者に決定しました。

次に、５月の大雨警報等による防災対応について報告をいたします。

５月17日、20日並びに26日から27日にかけて、気象庁の大雨警報等に伴い、避難に関する情報を発令するとともに、避難所をカルチャーセンター等に開設しました。今回の避難所開設に伴う避難者は、20日が４世帯５人、26日が２世帯２人でした。今後もいち早く気象状況を伝達しながら、早目の避難を呼びかけてまいります。

次に、企画財政課について報告します。

４月18日に、御船街なかギャラリーにおいて、地域住民の参加のもと、三・四・五丁目の行政区再編に伴う設立総会が開催されました。新行政区の名称は「本町（ほんまち）」となり、新たな役員の方々が決まりました。

次に、本年度は、５年ごとに実施される経済センサス活動調査が６月１日を基準日と

して、町内全ての事業所を対象に実施されます。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、調査員9名が5月20日から調査表を配布しています。

次に、福祉課について報告します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元気クラブや地域サロンを休止していることなどから、外出機会が減少している高齢者の心や身体健康維持に配慮が必要と考えています。今後、感染状況に応じて感染症対策を徹底した上で再開し、高齢者の方々の外出自粛による身体の不調や日常生活への影響に対する支援、地域活動や楽しみの場を提供してまいります。

次に、熊本日新聞社主催の第63回金婚夫婦表彰を9月3日に開催予定です。6月1日から7月9日までの期間、受付を行います。対象は、昭和46年に結婚し、50年を迎える御夫婦ですが、昭和45年12月31日までに結婚し、一度も金婚の表彰を受けたことがない御夫婦も申込みが可能です。

次に、こども未来課について報告します。

学童クラブ並びに町内保育園で新型コロナウイルスの感染症が確認されたため、臨時に休止、休園を実施しましたが、現在は保健所の指示のもと、施設の消毒を行い、通常どおり運営を行っています。また、新型コロナウイルス感染症対策として、県から低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分が5月11日に支給されました。なお、ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯については、国・県からの具体的な支給方法の通知があり次第、可能な限り速やかに支給する予定です。

次に、健康づくり保険課について報告します。

65歳以上の高齢者を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を4月28日からスタートしました。また、5月15日からはスポーツセンター会場における集団接種を開始し、町内の医療機関や支援看護師に協力をいただくとともに、役場職員一丸となって実施しています。併せて、町内医療機関での予約接種を6月から開始し、7月末までの高齢者の2回接種完了に向けて実施中です。新型コロナウイルス感染症については、依然として高いレベルの警戒が必要でありますので、町民の皆様には基本的な感染防止対策の徹底と、症状がある場合の受診並びに感染症を正しく御理解いただくことについて、引き続きお願いしてまいります。

次に、7月1日から2週間にわたって集団健診を実施します。申込人数は2,566人です。

定期的な健診で健康状態をチェックし、自分の身体をしっかりと知る機会にさせていただくため、受診後の保健指導、精密検査受診勧奨等、丁寧なアフターフォローを実施してまいります。

また、国民健康保険証と後期高齢者保険証の更新準備を6月末から行い、7月中旬に国民健康保険加入世帯約2,600世帯、後期高齢者医療加入者約2,900人に対し郵送する予定です。

次に、農業振興課について報告します。

5月17日の豪雨により、農地災害23件、農業用施設災害17件、被害総額約4,300万円の報告がっております。早急に現地調査を実施し、国の災害査定に向けて事務を進めてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

新型コロナ感染症対策の中で迎えた2回目のゴールデンウィークは、恐竜博物館をはじめ、交流センターなどの観光施設の休館を余儀なくされ、予定していたイベントを中止しましたが、屋外施設である緑の村は万全な感染症対策を講じた上で開村したことにより、町内外からの来訪がありました。

コストコ周辺の交通については、コストコ熊本御船倉庫店や御船警察署をはじめとする関係者の御尽力により、大きな混乱は生じておりません。今後も、役場関係各課並びに関係の皆様との連携を図りながら対応してまいります。

また、新型コロナ感染症対策により、昨年中止した御船があーっぱ祭りは、検討の結果、本年も開催を断念することとしました。御船町の夏の風物詩として楽しみにしておられました町民の皆様の気持ちを思うと大変残念ではありますが、来年度の開催に向けて商工会などの関係団体と準備を進めてまいります。

次に、建設課について報告します。

5月17日の豪雨により、山間部を中心に町道の崩面や路肩の崩壊、町河川の堤防洗掘・崩壊など、23件の被害が生じました。緊急の災害復旧に必要な予算について、5月18日に専決処分を行いました。崩土除去等の緊急措置を実施するとともに、国の災害査定に向けて事務を進めてまいります。

次に、6月6日に、令和3年度緑川水防演習を、滝川みんなの広場で開催しました。今年度は、新型コロナ感染症拡大防止のため、自治体ごとの演習開催とし、御船町では御

船町消防団47人が出勤し、榑団長の指揮のもと、土のう積み方法の実習を行いました。また、緑川水防演習協議会では、今回の自治体ごとの演習の様子を撮影したものをDVDに編集し、水防演習の座学教材等として活用してまいります。

次に、環境保全課について報告します。

令和3年度上半期の狂犬病予防集合注射を4月14日から6日間実施しました。狂犬病予防法により生後91日以上の子犬の飼い主には、犬の登録と年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があり、上半期は900頭登録のうち、344頭に予防接種を行いました。下半期は10月に3日間実施する予定です。

次に、通常収集できないごみの特別収集を6月6日、町民グラウンド駐車場で行いました。今回の持込件数は104件で、約5.6トンでした。下半期は11月28日の予定です。なお、例年4月29日、昭和の日に開催しております御船川ボランティア清掃活動は、昨年に続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

次に、学校教育課について報告します。

5月25日に御船中学校の体育祭がありました。また、5月29日に御船小学校、滝尾小学校、高木小学校の運動会がありました。子供たちは力を合わせ一生懸命頑張りました。4月から5月にかけて、複数の児童・生徒が新型コロナウイルスに感染しました。全てのケースにおいて、PCR検査が行われ、学校での大きな広がりがないことが確認されています。今後も、感染症対策に努めてまいります。

次に、社会教育課について報告します。

4月1日から4月23日まで開催しました御船町恐竜博物館企画展「恐竜博物館のコレクション」は、期間中、町内外から4,567人の来場がありました。4月24日には新型コロナウイルス感染拡大を受け、臨時休館の措置を取りましたが、休館中もインターネットでの情報発信や遠隔での学習支援に努めました。

一方で、夏期の開催に向けて準備を進めてきた特別展「恐竜の脳力～恐竜の生態を脳科学が解き明かす」については、連休後に熊本県にもまん延防止等重点措置が適用されたことから、共催者の株式会社テレビ熊本の意向も踏まえ、今年夏の開催の見送りはやむを得ないとの結論に達しました。今後は、次のイベント開催に向けて検討を進めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について

日程第8 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

日程第10 議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第3号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第4号 工事請負契約の締結について

日程第13 議案第5号 町道の路線認定について

日程第14 議案第6号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第7号 令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第8号 令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第17 同意第1号 御船町教育委員会の委員の任命について

日程第18 同意第2号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第2号、「専決処分の報告について」から、日程第18、同意第2号、「御船町教育委員会の委員の任命について」までの15件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定第8号に基づく条例の改正について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第8号、御船町税条例等の一部を改正する条例制定について。

報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な



事項の町長の専決事項の指定第 3 号に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第 9 号、工事請負変更契約の締結について。

報告第 4 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第 3 号に基づく、工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第10号、工事請負変更契約の締結について。

報告第 5 号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第 6 号に基づく、歳入歳出予算の補正について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき報告する。

御専第11号、令和 3 年度御船町一般会計補正予算（第 1 号）について。

報告第 6 号、繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第 2 項及び地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

報告第 7 号、事故繰越し繰越計算書について。地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

議案第 2 号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る令和 3 年度の御船町国民健康保険税を減免するため、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 3 号、御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。御船町介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を令和 3 年度も継続して実施するため、本条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 4 号、工事請負契約の締結について。御船中学校トイレ改修等工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第5号、町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

提案理由。町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第6号、令和3年度御船町一般会計補正予算（第2号）。令和3年度御船町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,906万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億5,770万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第7号、令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億2,919万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第8号、令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,096万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

同意第1号、御船町教育委員会の委員の任命について。御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字滝尾4608番地2。

2、氏名、本田尚一。

3、生年月日、昭和30年8月30日。

提案理由。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

同意第2号、御船町教育委員会の委員の任命について。御船町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

1、住所、御船町大字木倉1121番地2。

2、氏名、河地ゆかり。

3、生年月日、昭和48年9月29日。

提案理由。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第1号 御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第19、発議第1号、「御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君） 発議第1号、御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会基本条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年6月10日提出。

提出者、御船町議会議員、岩永宏介。

賛成者、御船町議会議員、増田安至。

賛成者、御船町議会議員、井本昭光。

賛成者、御船町議会議員、清水 聖。

賛成者、御船町議会議員、福本 悟。

賛成者、御船町議会議員、宮川一幸。

提案理由。地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件の見直しにより本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第20 発議第2号 町長の専決事項の指定について

○議長（池田浩二君） 日程第20、発議第2号、「町長の専決事項の指定について」を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○議会改革推進特別委員会委員長（岩永宏介君） 発議第2号、町長の専決事項の指定について。

地方自治法第180条第1項の規定による町長において専決処分できる事項を別紙のとおり指定する。

令和3年6月10日提出。

提出者、御船町議会議員、岩永宏介。

賛成者、御船町議会議員、増田安至。

賛成者、御船町議会議員、井本昭光。

賛成者、御船町議会議員、清水 聖。

賛成者、御船町議会議員、福本 悟。

賛成者、御船町議会議員、宮川一幸。

提案理由。議会の権限に属する軽易な事項で、町長が専決処分できる事項を指定するためには、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第21 発議第3号 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第21、発議第3号、「御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（清水 聖君） 発議第3号、御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。御船町議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和３年６月10日提出。

提出者、御船町議会議員、清水 聖。

賛成者、御船町議会議員、岩永宏介。

賛成者、御船町議会議員、中城峯雄。

賛成者、御船町議会議員、増田安至。

賛成者、御船町議会議員、福本 悟。

提案理由。標準町村議会会議規則の準用等により本規則を改正する必要がある。本規則を改正するためには、地方自治法第120条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 散 会